

協議第 1 1 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	新市の事務所の位置	関係項目	
調 整 の 内 容	新市の事務所の位置は、 当分の間 、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする。		
任意協議会の調整素案	住民サービスの向上、住民の利便性及び各町庁舎の事務所機能などのあり方を総合的に勘案し、法定協議会の中で決定する。		

説 明 資 料

鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿仁町役場
【役 場】	【役 場】	【役 場】	【役 場】
住所 鷹巣町花園町19番1号	住所 合川町新田目字大野82番地2	住所 森吉町米内沢字七曲23番地	住所 阿仁町銀山字下新町41番地1
竣工 昭和45年2月18日	竣工 昭和52年10月27日	竣工 平成9年7月18日	竣工 平成11年9月
施設規模	施設規模	施設規模	施設規模
本庁舎 地上 3 階	本庁舎 地上 2 階	本庁舎 地上 2 階	本庁舎 地上 2 階
		支所等 前田支所	支所等 大阿仁支所
敷地面積 32,610 m ²	敷地面積 約2,500 m ²	敷地面積 17,935 m ²	敷地面積 7,247 m ²
延べ床面積 3,010 m ²	延べ床面積 2,740 m ²	延べ床面積 3,113 m ²	延べ床面積 2,422 m ²
駐車台数 116 台	駐車台数 98 台	駐車台数 130 台	駐車台数 50台
職員数 117 人	職員数 75 人	職員数 83 人	職員数 69 人
(本庁舎のみ)	(上記庁舎のみ)	(本庁舎のみ)	(本庁舎のみ)
	その他 隣接地に町中央駐車場有り。約50台駐車可能。		

1 事務所の位置に関する法令

地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあたっては支庁(道にあたっては支庁出張所を含む。以下これに同じ)及び地方事務所、市町村にあたっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

支所 : 市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

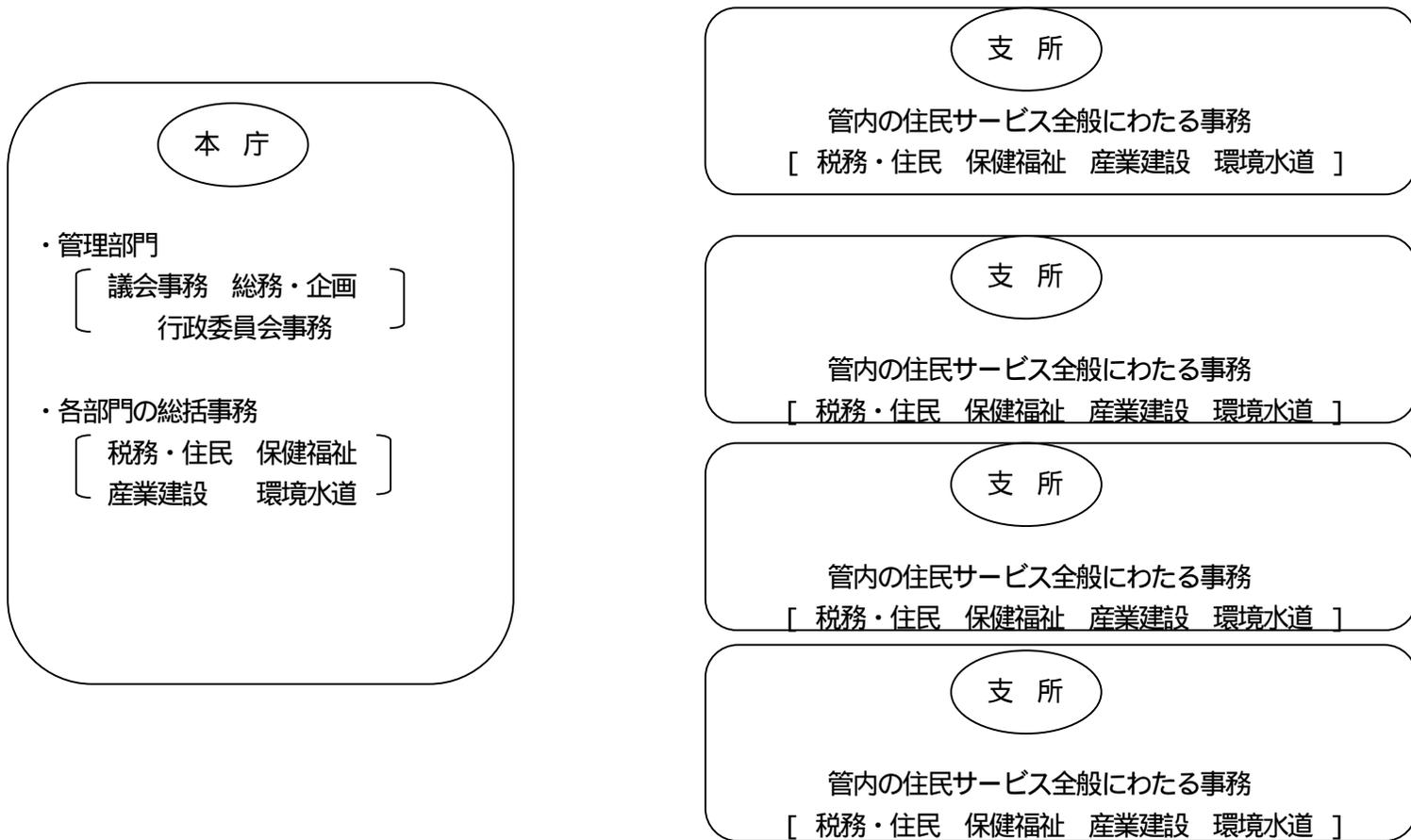
出張所 : 住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

内 容

2. 各町役場の活用方式

(1) 総合支所方式

管内の住民サービス全般にわたる事務は現役場にそのまま残し、**新庁舎建設までの間、管理部門や各部門の総括事務は鷹巣町に置き、それを本庁とする。**



説明資料

内 容

3 先進地の事例

つくば市

仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。

北上市

新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では、紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。

あきる野市

合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。

篠山市

任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。

西東京市

当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。

あさぎり町

関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。